本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第七五号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を六七人とすることとした。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の定数を九一人とすることとした。（第八条第三項関係）

3　内閣審議官のうち一人の存置期限を令和八年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は令和三年四月一日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務総局組織令及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七六号）（公正取引委員会）

一　公正取引委員会事務総局組織令の一部改正関係

1　経済取引局、審査局、経済取引局企業結合課及び審査局管理企画課の所掌事務を変更することとした。（第三条、第四条、第一四条及び第一八条関係）

2　事務総局の官房に置かれる審議官を一人増員することとした。（第五条関係）

3　事務総局の官房に置かれる参事官を二人減員することとした。（第六条及び旧附則第四条関係）

二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の一部改正関係

審査官の指定の対象に事務総局の官房に置かれる審議官等を加えることとした。（本則関係）

三　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第七七号）（内閣官房）

1　令和三年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第八号）（法務省）

1　法務総合研究所の所掌事務を変更することとした。（第五八条関係）

2　出入国在留管理庁に参事官を一人増設することとした。（第七一条関係）

3　出入国在留管理庁出入国管理部並びに同庁総務課、同庁出入国管理部審判課及び同庁在留管理支援部在留支援課の所掌事務を変更することとした。（第七三条、第七六条、第七九条及び第八二条関係）

4　東京出入国在留管理局に置かれる次長二人のうち一人及び福岡出入国在留管理局に置かれる次長一人を廃止することとした。（第八五条関係）

5　大臣官房に置かれる審議官一人の設置期間の特例を廃止することとした。（改正前の附則第二項関係）

6　民事局に置かれる参事官一人の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第二項関係）

7　その他所要の規定の整備を行うこととした。

8　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇復興庁組織令の一部を改正する政令（政令第九号）（復興庁）

1　統括官の人数を変更することとした。（第一条関係）

2　審議官の人数を変更することとした。（第二条関係）

3　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（文部科学省）

1　文部科学省組織令の一部改正

㈠　私立の学校施設並びに公立及び私立の社会教育施設の災害復旧に関する事務を大臣官房文教施設企画・防災部に移管することとした。（第三条～第六条等関係）

㈡　大臣官房に学習基盤審議官一人を新たに置き、その所掌事務を定めることとした。（第一二条関係）

㈢　科学技術・学術政策局に参事官一人を新たに置き、その所掌事務を定めることとした。（第五九条の二関係）

㈣　スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課の設置期間について、令和四年三月三一日までとすることとした。（附則第九項関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第八一号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課が所掌する再就職管理業務を同部人事教育計画課に移管することとした。（第八二条及び第八四条関係）

2　海上幕僚監部人事教育部援護業務課が所掌する再就職管理業務を同部補任課に移管することとした。（第一一四条及び第一一六条関係）

3　航空幕僚監部人事教育部募集・援護課が所掌する再就職管理業務を同部補任課に移管することとした。（第一四三条及び第一四五条関係）

4　防衛装備庁技術戦略部に技術連携推進官一人を置くとともに、その職務を定めることとした。（第一九六条及び第一九九条の二関係）

5　防衛装備庁技術戦略部に技術連携推進官が置かれることに伴い、同部技術戦略課の所掌事務及び同部技術振興官の職務を改めることとした。（第一九七条及び第一九九条関係）

6　防衛装備庁電子装備研究所及び先進技術推進センターを廃止し、同庁に次世代装備研究所を置くとともに、その所掌業務を定めることとした。（第二一三条及び第二一七条関係）

7　防衛装備庁電子装備研究所及び先進技術推進センターが廃止されることに伴い、同庁技術戦略部の所掌事務、同部技術計画官の職務、航空装備研究所、陸上装備研究所及び艦艇装備研究所の所掌業務並びに研究所の所掌業務の特例を改めることとした。（第一七五条、第一九八条、第二一四条～第二一六条及び第二一八条関係）

8　大臣官房に置かれる審議官及び参事官並びに沖縄防衛局に置かれる次長のうち設置期限が定められているものの当該設置期限を令和一三年三月三一日まで延長することとした。（附則第五項、第六項及び第一四項関係）

9　その他所要の改正を行うこととした。

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

防衛装備庁技術戦略部技術連携推進官の新設に伴い、当該官職を管理隊員とすることとした。（第五一条の六関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　情報本部長を自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の五号俸の俸給月額を受ける官職として定めることとした。（第四条及び第六条の二〇関係）

2　予備自衛官に支給される訓練招集手当の日額を改めることとした。（第一七条の一四関係）

3　予備自衛官補に支給される教育訓練招集手当の日額を改めることとした。（第一七条の一五関係）

4　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条関係）

5　防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関する事務に従事することを本務とする職員を俸給の調整額の支給対象に加えるとともに、調整数を定めることとした。（別表第二関係）

6　防衛装備庁技術戦略部に技術連携推進官を置くこと等に伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

7　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、救急救命処置手当を新設することとした。（別表第五関係）

四　施行期日等

1　その他所要の経過措置を設けるほか、関係政令について所要の改正を行うこととした。

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。
